

令和元年度第1回川崎市住居表示懇談会

次 第

日時 令和元年7月25日（木）午後3時30分
場所 第4庁舎第4会議室

1 開 会

主催者あいさつ

2 議 題

- （1） 岡上地区の住居表示について
- （2） 岡上地区の地名について
- （3） その他

3 閉 会

【次回】令和元年度第2回住居表示懇談会開催予定日

日時：令和2（2020）年2月20日（木）午後3時～

場所：未定（別途お知らせいたします。）

【配付資料】

【資料1】 岡上地区について

【資料2】 岡上地区の地名について

【参考資料】 境町の町名変更について

令和元年度第1回住居表示懇談会委員（全6名）

（五十音順）

氏名	所属
オダ トミヒデ 小田 富英 様	日本地名研究所
キクチ ツネオ 菊地 恒雄 様	川崎地名研究会
ノゾエ アキハル 野副 明治 様	日本郵便株式会社 川崎港郵便局
ヒロセ ユタカ 廣瀬 豊 様	神奈川県警察 川崎市警察部
フジヌマ マサヒコ 藤沼 正彦 様	横浜地方法務局 川崎支局
ヨシダ ユリコ 吉田 ゆり子 様	東京外国語大学大学院 総合国際学研究院

資料1 岡上地区について

□市街化区域

市街化区域とは、都市計画法に基づき「既に市街地（既成市街地※）を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とされる都市計画区域における区域区分（線引き）のひとつ。この区域では、都市施設の整備や市街地開発事業等の面的な整備を行うことにより、計画的に市街化が推進される。

【既成市街地（※）の区域】（都市計画法施行規則第8条）

- ・50ha以下のおおむね整形の土地で、人口密度が40人/ha以上で連担し、当該区域の人口が3,000人以上の地区
- ・上記の区域に接続し、50ha以下のおおむね整形の区域において建築物の敷地等が1/3以上の地区

□市街化調整区域

市街化調整区域は、都市計画法に基づき「市街化を抑制するべき区域」として指定される都市計画区域における区域区分（線引き）のひとつ。主に優良な農地や、優れた自然環境を有する区域として保全すべき区域について市街化を抑制すべき区域として指定を行うとされる。この区域では開発行為は原則として認められず、都市施設の整備も行われない。

ただし、公的な施設や日常生活に必要な店舗、一定規模までの農林水産業に関する施設などは許可を得れば建築が可能な区域である。

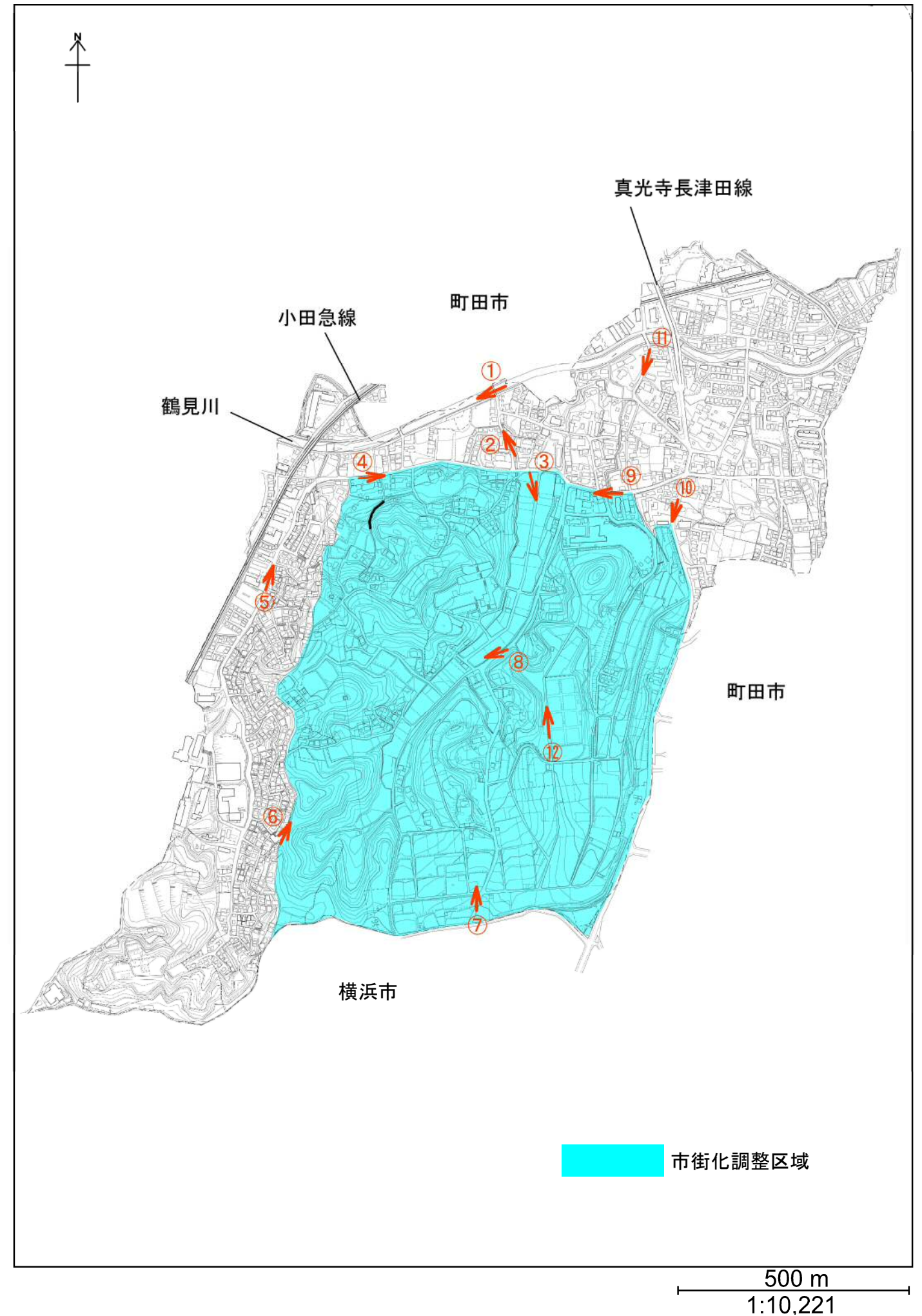
【都市計画基準】（都市計画法施行令第8条）

- ・当該市街化区域における市街化の動向並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適当な土地の区域
- ・溢水、堪水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
- ・優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
- ・優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

□市街化区域と市街化調整区域（区域区分制度）を設けた趣旨

昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長の過程で、都市への急速な人口や諸機能の集中が進み、必要な公共施設整備を伴わないまま、市街地の無秩序なスプロール化が進む等の都市問題が深刻化した。

このため、昭和43年に新都市計画法の制定において、区域区分制度を創設し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全すべき区域を都市計画区域として指定し、当該区域の無秩序な市街化の防止と計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域とに区分したものである。





1 鶴見川（左：岡上地区、右：町田市）



2 住宅地区（市街化区域）



7 市街化調整区域の農地



8 市街化調整区域の農地



3 岡上小学校、住宅（市街化調整区域）



4 幹線道路（左：市街化区域、
右：市街化調整区域）



9 幹線道路（左：市街化調整区域、
右：市街化区域）



10 県道真光寺長津田線



5 住宅地区（市街化区域）



6 左：市街化区域、右：市街化調整区域



11 住宅地区（市街化区域）



12 岡上営農団地（市街化調整区域）

資料2 岡上地区の地名について

1 岡上地区住居表示について（町界案）

住居表示対象地区

市街化調整区域を除く市街化地域全域とする。

（対象面積：71.1ha）

案1（右図）について

- ・面積を考慮し、真光寺長津田線を境とする

A地区：23.1ha

B地区：19.2ha

C地区：28.8ha

案2（右図）について

- ・案1をベースに、街区面積を小規模にする
- ・案1の各地区を、鶴見川、和光大学敷地等を境とし分割する

A地区：10.3ha B地区：14.7ha C地区：17.7ha

D地区：9.0ha E地区：19.8ha

2 岡上地区の町名案について

岡上地区は、鶴見川が北側を流れ、丘陵地にあることから「岡上」となった。
古くは、岡登（おかのぼり）とも呼ばれたのは、川を渡って村に入るには岡を登らなければならなかったからという。

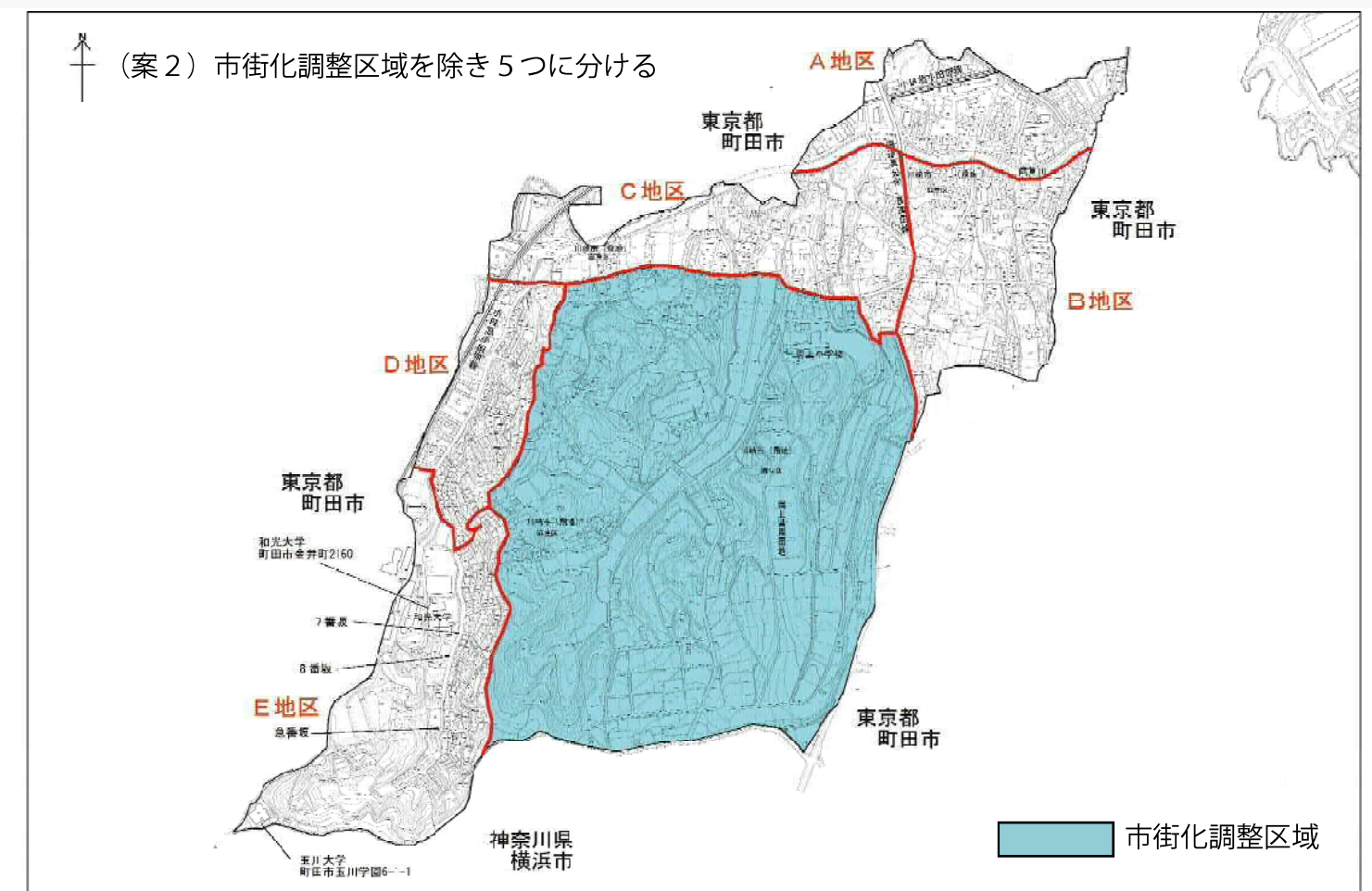
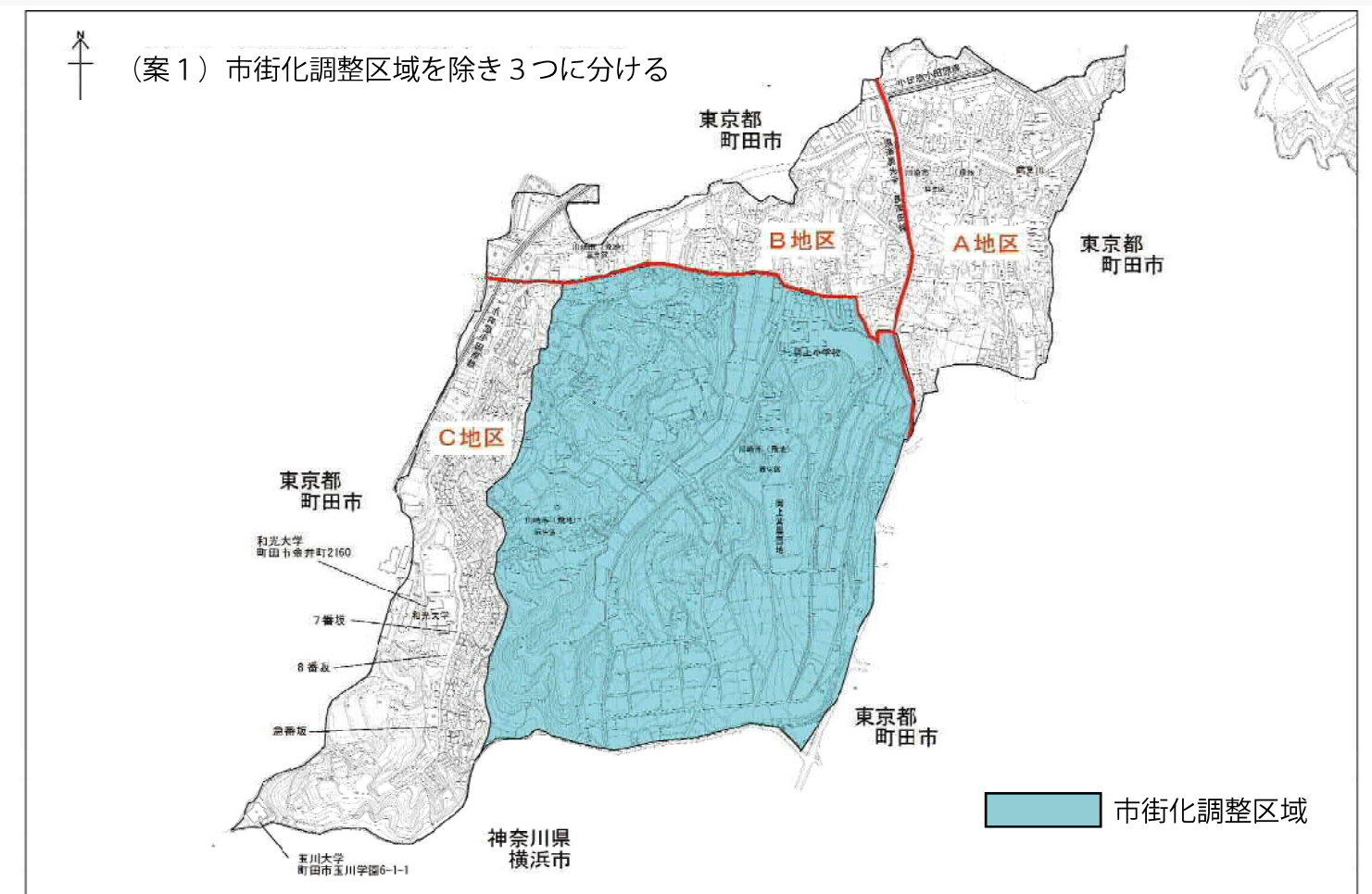
岡上の小名：自性寺谷、せいの堂、関村、川井田、阿部ノ原

岡上の字：川内、開戸、関、川井田、丸山、池ノ谷戸、天神谷、自正寺、

梨子ノ木、小塚、杉山、宝殿、栗畑、杉山下

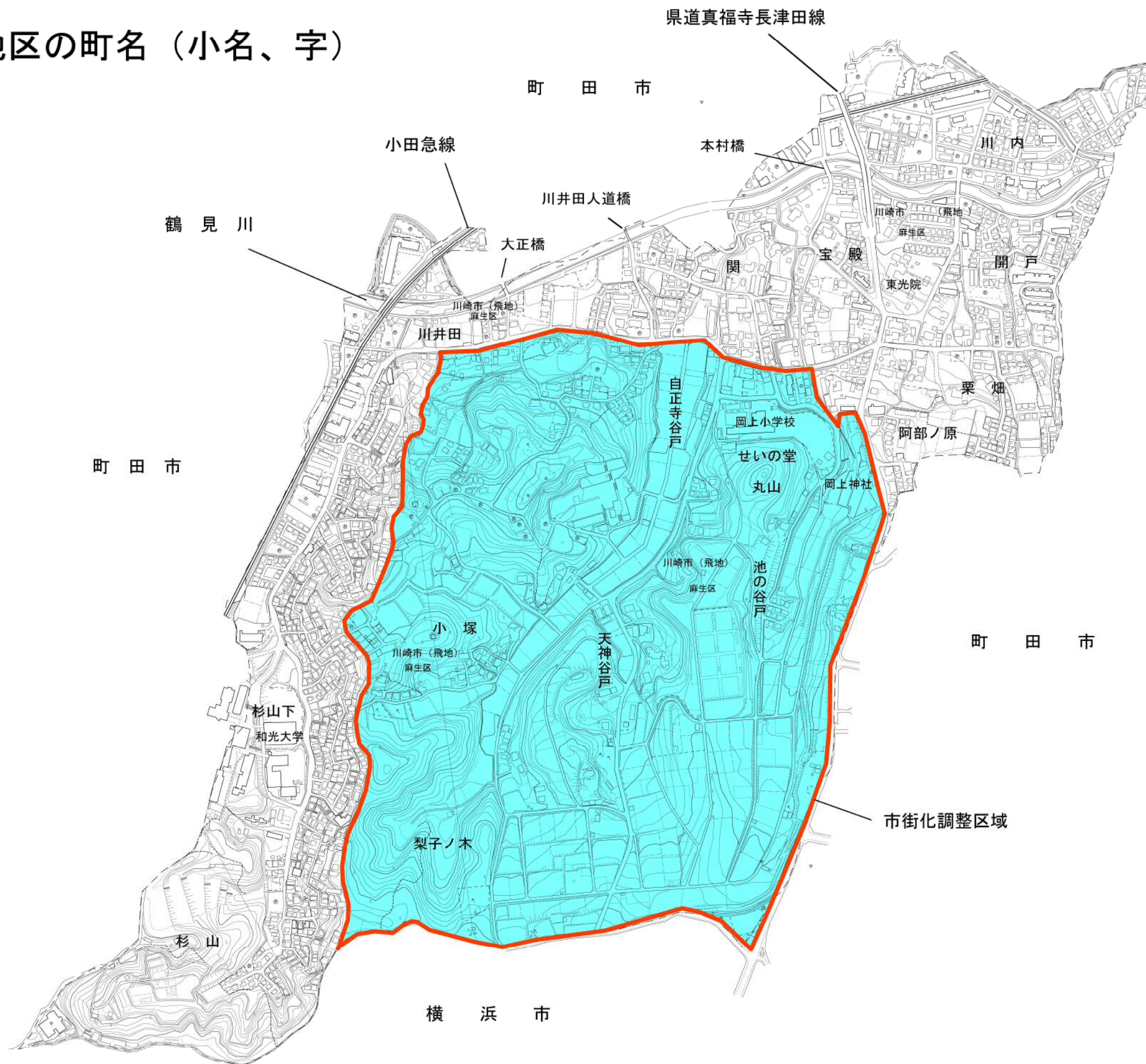
通称地名：五反田、本村、精進場、丸山、鎌倉古道

「川崎市北部多摩区・麻生区の町名の移り変わり」（2018年1月）より抜粋。





岡上地区の町名（小名、字）



2019/6/16 (日)

社会面 神奈川

地名呼称異例の変更へ

川崎区境町 マチ→チヨウ

「マチ」が「チヨウ」か。住民が長年募らせた「モヤモヤ」が解消される。川崎市川崎区の「境町」。市はその読みを「サカイマチ」から、地域に定着している「サカイチヨウ」に変更する方針を固めた。読み方のみの変更は市内初はどうか、県内でも「極めて異例」。変更の背景には住民の譲れぬこだわりがあった。(須藤 望)

「自分の名前を間違えて読まれるようなものです。」と、境町の大場芳彦さん(62)は言う。確かに、「スドウ」を「ストウ」と呼ばれても、気色ばんで訂正することはない。でも、片隅に違和感が残る。「それと同じ。やっぱり、ちゃんと呼んでもらいたいじゃないですか」

もっとも、「マチ」が正式表記とされたことで不便を感じたことはない。行政を含め地元では「チヨウ」が浸透しているからだ。大場さん自身、公的機関に書類を提出する際に「チヨウ」とふりがなを振っても指摘されたことはない。警察、消防への通報も

そうしたモヤモヤは約20年前から、地域の中でささやかれていたという。「境町交差点」のローマ字表記を見ると「Sakaimachi」。

最初は表記ミスと思った。だが、街区表示板もローマ字表記は交差点と同じ。調べてみると、齟齬の原因は90年以上前の出来事だった。

市教育委員会地名資料室によると、境町は1927年に旧川崎町の一部として成立。川崎宿の東端に当たり、渡田、中島、大島、小田、下新田の5村との境界に位置したことで

もともと、「マチ」が正式表記とされたことで不便を感じたことはない。行政を含め地元では「チヨウ」が浸透しているからだ。大場さん自身、公的機関に書類を提出する際に「チヨウ」とふりがなを振っても指摘されたことはない。警察、消防への通報も



町内の街区表示板。ローマ字表記は「マチ」となっている
川崎市川崎区

地元で定着、住民署名実る



「チヨウ」のローマ字表記を示す大場さん。少なくとも教会設立の1927年にはチヨウの呼称が広まっていた
—川崎市川崎区

が由来という。

今となっては当時、「町」を「読んできたか」は判然としない。詳細な経緯も不明だが、新町名を県に報告する際、「マチ」と読みなが振られ、現在に至る。

「サカイマチなんて言うて

いる人は聞いたことがない。現在暮らす町民たちの思いは、一つ。2017年1月に齟齬を正すため、立ち上がった。

町名変更は珍しいことではない。市戸籍住民サービス課によると、市内でもこれまで区画整理や住居表示の実施に伴う町域の分割、新設などで新たな町名が付されることはあった。

だが、読み方の変更は前例がない。県市町村課も記録が

これを受け、市は今年2月に「市住居表示懇談会」を開いて意見を聴取。読み方を変更することが適当だとし、関連議案を開会中の市議会第3回定例会に提出した。可決されれば8月にも曙れて「サカイチヨウ」として再出発する運びだ。

「市として従来想定していなかったのが正直なところ」とは福田紀彦市長。「地域住民の活動で正常化するのはいくつかあると思う」と今月の定例会見で述べた。

市内ではほかにも「南町」「元木」など正式表記と日常の呼び名が異なる地域があるという。境町はその先鞭を付けた形だ。大場さんは活動が実ったことに胸をなで下ろしつつ、苦笑する。「実際、生活は何も変わらないんですけどね」

残る2002年以降では例がなく、「読み方だけを変更するのは聞いたことがない」という。

地方自治法では、当該市町村議会の議決を経るよう規定されている。大場さんらは市に要望を伝えるとともに、署名活動を展開。住民の4分の1以上に当たる約600人分の署名を集めて市に提出した。

読売

さかいまち

境町 → 「さかいちょう」

川崎区の町名 住民要望で読み方変更

川崎市川崎区境町の町名の読み方が、住民の要望を受けて、「さかいまち」から「さかいちょう」に変更されることになった。市は地方自治法の規定により、市議会に名称変更の議案を提出。27日に可決された。区画整理などに伴う町名変更はあるものの、読み方だけを変えるのは市制施行以来初めてで、県内でも異例という。

告示を経て8月から変更される予定。境町会長の「大場秀彦さん(62)は「地元では、古くから多くの人が『さかいちょう』と呼び、定着している。違和感があったが、これですっきりした。施設や建物の名称も混在しているのを、統一されればうれしい」と喜んでい

る。市によると、境町は1922年に設けられた。境町会から名称変更の相談があったのは2016年。これまで例がなかったことから要領を定め、町会の総会での決議や住民(16歳以上)の4分の1以上の署名を集めることなどを条件とした。

境町には昨年12月末時点で1180世帯あり、人口は1946人(15歳以上は1740人)。町会には566人分の署名を集めて同月、要望書を市に提出した。市は今年7月に「住居表示懇談会」を開いて委員から意見を聴き、読み方変更について適当と判断していた。市によると、8月以降、境町の街区表示板や道路案内標識の町名表示を改める。市内にはほかにも川崎区南町や幸区河原町など正式表記は「まち」だが、多くの住民が「ちょう」と呼んでいる地域があるという。